びに算定省令第二条の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの収穫量及び標準的な収穫量並びに算定省令第三条第一号の農林水産大臣が定める対象農産物の数量当たりの価額を次のように定める。

平成二十五年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十八号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十二条第一項の規定に基づき、平成二十六年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十二条第一項の農林水産大臣が定める対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を次のように定める。

平成二十五年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の八第一項の規定に基づき、登録認定機関から認定に関する業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録年月日及び登録番号

平成十八年五月三十一日　第五十七号

二　登録認定機関の名称及び住所

株式会社日本総合科学　広島県福山市箕島町南丘三百九十九番地四十六

三　登録認定機関が認定業務を廃止する農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　廃止年月日

平成二十五年十一月一日

○農林水産省告示第千七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十六年十月二十日農林省告示第千七百七十一号、昭和四十七年七月二十五日農林省告示第千二百九十九号、昭和六十年二月二日農林水産省告示第四十六号、昭和六十一年一月二十一日農林水産省告示第百二十一号、昭和六十二年九月二十五日農林水産省告示第千二百八十四号、昭和六十三年八月二十九日農林水産省告示第千二百九十七号、平成元年八月十日農林水産省告示第千三十七号、平成二年六月十三日農林水産省告示第七百七十二号、平成八年三月十九日農林水産省告示第三百六十七号、平成八年五月七日農林水産省告示第六百五十四号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十五号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十九号、平成八年六月十一日農林水産省告示第九百号、平成八年六月二十六日農林水産省告示第千号、平成八年六月二十六日農林水産省告示第九百九十八号、平成八年六月二十六日農林水産省告示第九百九十九号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十号、平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百四十七号、平成九年七月十七日農林水産省告示第千百八十号、平成十年五月十九日農林水産省告示第八百八号、平成十年十月二十三日農林水産省告示第千六百五十六号、平成十二年二月八日農林水産省告示第百四十三号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十年十二月十八日農林省告示第千六百十九号、昭和四十三年五月二十四日農林省告示第七百二十八号、昭和四十三年十一月十三日農林省告示第千八百二号、昭和四十六年十月二十日農林省告示第千七百七十一号、昭和四十七年七月二十五日農林省告示第千三百号、昭和五十六年十一月十四日農林水産省告示第千七百七十四号、昭和五十七年六月十二日農林水産省告示第九百四十六号、昭和六十年十月十九日農林水産省告示第千五百九十四号、昭和六十一年二月八日農林水産省告示第二百十七号、昭和六十一年十月二十四日農林水産省告示第千七百四十六号、昭和六十三年五月二十四日農林水産省告示第七百二号、平成三年三月十八日農林水産省告示第三百三十九号、平成四年十二月十七日農林水産省告示第千三百四号、平成六年三月十一日農林水産省告示第五百二号、平成六年五月二十五日農林水産省告示第八百六十一号、平成八年六月十八日農林水産省告示第九百六十七号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十四号、平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百四十六号、平成九年五月七日農林水産省告示第七百三十八号、平成十年二月十七日農林水産省告示第二百四十三号、平成十年三月十六日農林水産省告示第四百五号、平成十年七月三十一日農林水産省告示第千百二十三号、平成十年九月十七日農林水産省告示第四百七十二号、平成十年九月十七日農林水産省告示第千四百七十三号、平成十一年三月九日農林水産省告示第四百十四号、平成十一年三月九日農林水産省告示第四百十五号、平成十二年二月十五日農林水産省告示第二百十五号、平成十二年六月七日農林水産省告示第七百九十号、平成十三年八月二十三日農林水産省告示第千百十一号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十一年二月八日農林省告示第百三十四号、昭和四十七年七月二十五日農林省告示第千二百九十八号、昭和五十八年四月三十日農林水産省告示第五百四十九号、昭和五十九年二月二日農林水産省告示第三百三十九号、昭和六十年五月二日農林水産省告示第六百五十八号、昭和六十一年十月二十五日農林水産省告示第千七百七十五号、昭和六十二年九月二十五日農林水産省告示第千二百八十四号、昭和六十三年七月十九日農林水産省告示第千五十七号、昭和六十三年十二月二日農林水産省告示第千九百九十九号、平成二年四月十一日農林水産省告示第五百五十二号、平成三年三月五日農林水産省告示第二百八十号、平成八年八月五日農林水産省告示第千百八十七号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十二号、平成九年一月九日農林水産省告示第四十六号、平成九年五月二日農林水産省告示第七百八号、平成九年五月七日農林水産省告示第七百四十号、平成九年六月二十六日農林水産省告示第九百九十九号、平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百八十号、平成十一年十月十八日農林水産省告示第千三百十三号、平成十六年三月二十三日農林水産省告示第千六百十六号